

鳥取縣公報

告示

昭和十六年七月十一日
第千二百四十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣告示第五百六十三號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年七月十一日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

鳥取縣蒲鉾業組合聯合會

鳥取縣飲食業組合聯合會

鳥取縣カフェー組合聯合會

◇鳥取縣告示第五百六十四號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年七月十一日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

鳥取縣蒲鉾業組合聯合會所屬組合組合員

鳥取縣飲食業組合聯合會所屬組合組合員

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年七月十一日
第千二百四十九號

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

一

鳥取縣カフエー組合聯合會所屬組合組合員

◆鳥取縣告示第五百六十五號

左ノ者ニ對シ羊豚家免食鶏商免許鑑札左ノ通下付セリ
 昭和十六年七月十一日

| 鑑札番號 | 取扱家畜 | 下付年月日 | 鳥取縣知事 | 免許 | 氏名 |
|-------|------|-----------|-------------|-----|-------|
| 第一〇四號 | 食 鶏 | 昭和十六年七月一日 | 鳥取縣米子市靴町二丁目 | 手 錢 | 菊 市 |
| 第一〇五號 | 同 | 同 | 同 米子市明治町 | 福 光 | 岩 次 郎 |
| 第一〇六號 | 同 | 同 | 同 米子市角盤町一丁目 | 永 田 | キ 子 |
| 第一〇七號 | 同 | 同 | 同 西伯郡淀江町淀江 | 塚 田 | 近 市 |
| 第一〇八號 | 同 | 同 | 同 西伯郡名和村名和 | 本 田 | 金 三 郎 |

◆鳥取縣告示第五百六十六號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十六年五月十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受ケベシ
 昭和十六年七月十一日

| 検査期日 | 検査場所 | 鳥取縣知事 | 検査區域 | 牽付時間 |
|-------|-----------|-------|---------|-------|
| 七月十二日 | 西伯郡逢坂村検査所 | 逢 坂 村 | 入 田 三 郎 | 午前 九時 |

00830

| 検査期日 | 検査場所 | 鳥取縣知事 | 検査區域 | 牽付時間 |
|------|-------------|------------------|------|-------|
| 十五日 | 同 郡上長田村役場前 | 上 長 田 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡庄内村茶畑検査所 | 庄 内 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡東長田村役場前 | 東 長 田 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡所子村検査所 | 所 子 村 | 同 | 午前 八時 |
| 同 | 同 郡法勝寺家畜市場 | 法 勝 寺 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡光徳村検査所 | 光 徳 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡大國村検査所 | 大 國 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡名和村検査所 | 名和村、御來屋町 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡天津村検査所 | 天 津 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡大山村飯戸 | 大山村ノ内 種原、飯戸 | 同 | 午前 九時 |
| 同 | 同 郡賀野村検査所 | 賀 野 村 | 同 | 午前 八時 |
| 同 | 同 郡大山村豊房 | 大山村ノ内 今在家、前、豊房 | 同 | 午前 九時 |
| 同 | 同 郡手間村検査所 | 手 間 村 | 同 | 午前 八時 |
| 同 | 同 郡大山村坊領 | 大山村ノ内 平、宮内、坊領、佐摩 | 同 | 午前 九時 |
| 同 | 同 郡大山村赤松 | 大山村ノ内 赤松 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡宇田川村検査所 | 宇 田 川 村 | 同 | 午前 八時 |
| 同 | 同 郡淀江家畜市場 | 淀 江 町 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡大和村検査所 | 大 和 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡高麗村検査所 | 高 麗 村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡徳村検査所 | 尚 徳 村 | 同 | 同 |

00831

| | | | | |
|--------|---------------|-----------------------|---------|------|
| 同 二十八日 | 同 郡日吉津村、巖村檢診所 | 日吉津村、巖村 | 日吉津村、巖村 | 午前八時 |
| 同 二十九日 | 同 郡五千石村檢診所 | 五千石村 | 同 | 午前八時 |
| 同 二十九日 | 同 郡大高村檢診所 | 大高村 | 同 | 同 |
| 同 三十日 | 同 郡成實村檢診所 | 成實村 | 同 | 同 |
| 同 三十日 | 同 郡春日村檢診所 | 春日村 | 同 | 同 |
| 同 三十一日 | 同 郡彦名村、崎津村檢診所 | 彦名村、崎津村 | 彦名村、崎津村 | 午前八時 |
| 同 三十一日 | 同 郡渡村檢診所 | 渡村、外江村 | 渡村、外江村 | 午前八時 |
| 同 八月一日 | 同 郡餘子村役場前 | 餘子村、上道村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 郡大篠津檢査場 | 大篠津村、和田村、中濱村 | 同 | 同 |
| 同 | 同 米子市加茂檢診所 | 米子市加茂出張所管内 | 同 | 同 |
| 同 二日 | 同 西伯郡縣村檢診所 | 縣村 | 同 | 同 |
| 同 四日 | 同 郡幡鄉村檢診所 | 幡鄉村 | 同 | 同 |
| 同 四日 | 同 郡大幡家畜市場 | 大幡村 | 同 | 同 |
| 同 五日 | 同 米子市福米檢診所 | 米子市福米、福生出張所管内 | 同 | 同 |
| | 同 米子市家畜市場 | 米子市(福生、福米、加茂出張所管内ヲ除ク) | 同 | 同 |

◆鳥取縣告示第五百六十七號
米穀販賣高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年七月一日

00832

一 囑託並解囑之部

| | | | | |
|-------|-------|--------|----------|------------|
| 囑託者 | 解囑者 | 擔當調査區域 | 職務執行場所 | 囑託、解囑年月日 |
| 木山 幸男 | 西村 家慶 | 日野郡山上村 | 日野郡山上村役場 | 昭和十六年六月三十日 |

| | | |
|--------|------|-----------|
| 西伯郡彦名村 | 組合長 | 柴 田 米 市 |
| 同 郡同村 | 組合副長 | 松 本 勝 太 郎 |
| 同 郡同村 | | 石 谷 菊 太 郎 |
| 同 郡同村 | | 湯 淺 英 治 |

◆鳥取縣告示第五百六十八號

西伯郡弓濱南部耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十六年七月十一日

◆鳥取縣告示第五百六十九號

產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十六年七月十一日

住 所 鳥取縣岩美郡倉田村大字國安七三番地
昭和十六年六月二十五日住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿登錄事項
訂正方出願ニ對シ昭和十六年七月三日訂正

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00833

本籍 鳥取縣八頭郡智頭町大字大内一八番屋敷
昭和十六年四月八日婚姻ニ依リ前姓小谷ヲ山根ニ改姓並本籍異動ノ爲メ
名簿訂正方昭和十六年五月五日付出願ニ對シ昭和十六年七月三日訂正
山 根 靜 枝

◆鳥取縣告示第五百七十號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件認可セリ

昭和十六年七月十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市東倉吉町八五番地ノ一
- 一 建築物ノ場所 米子市東倉吉町八五番地ノ一
- 一 建築物ノ用途 板 塀
- 一 建築物ノ構造 木造板塀 高サ 二、一二メートル 延長 二一、九五メートル
- 一 命令事項
 - 一 本建築物ノ存續期間ハ都市計畫事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令附ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

00834

彙 報

第三回 支那事變義金募集 全縣民の赤誠に期待す

(社 會 課)

事變勃發以來既に五年、近く滿四年の事端記念日を迎へんとし、皇軍將兵の威武は彌々揚り、銃後國民の團結は益々固く、今や支那に於ては汪精衛氏を主班とする新政府も着々堅實なる發達を遂げて東亞新秩序の完成も指呼の間にあるやに感ぜられるが、突如勃發した歐洲の大動亂は遂に世界に漲る大波瀾を招來せんとし我が國亦この間に立つて日獨伊三國同盟の下に樞軸國家と相提携して世界新秩序の一環たる大東亞共榮圈の建設に邁進し、肇國の大理想たる八紘一宇の大精神を世界に顯現する曠古の偉業を完成せんとするに當つて、徒らに舊來の利己私慾に踟躇してこの聖業を妨害阻止せんとする諸國の策謀は日に甚しく、所謂複雑怪奇なる國際情勢を誘致してこの大聖業完遂の前途は洵に多難にして且つ長期に亘るべきを豫見せしめるものがある。従つて我々國民は

益々志を堅くして奉公の誠を盡し、前線銃後渾然一體をなして此の難局打開に獻身するの覺悟をいよ／＼鞏くしなければならぬ。本縣に於ては事變以來舉縣一致して銃後後援の萬全を期し、奉公の赤誠を竭す目的を以てさきに鳥取縣支那事變軍事後援會を設立し、後其の筋の指示によつて援護團體の一元化を圖るため財團軍人援護會鳥取縣支部を設置してこれに統合し、その資金は特別會計として引き續き一線將兵へ慰問袋の調製發送、戰傷病死者遺族の弔慰版還傷病將兵の見舞、及び遺族家族の慰問弔慰等各種の援護事業を遂行して來た次第である。

然るに曩に各市町村に割當釀出を得た第一回義金六萬圓、縣下有力者に割當釀出を得た第二回義金五萬圓、其の他縣の内外篤志家の寄附による義金等約十五萬圓に達したのであつたが、これ等の資金も今や枯渇に瀕して今後の事業遂行の上に困難を感ずるに至つたので、今回第三回義金を募集して銃後の赤誠を披瀝し刻下喫緊の要務たる前線將士の慰問激勵に力めることとなつた。本來から云へば義金はその性質上縣民愛國の至情に訴へて釀出を得べき筋合のものであるけれども、過去の經驗に鑑みて關係者

協議の上、その市町村割當最少限を決定してこれが釀出を願ふこととなつたのであつて、今回の義金は目標を五萬圓とし各市町村の戸數、國縣稅、所得稅を參酌してその募集額を豫定した次第であるが、各位の赤誠の下に、より以上の釀出を見るやう切望に堪えない。

青年學校生徒

特別鍊成講習會

(社會教育課)

時局下人的國防力の充實は喫緊の急務であつて、特に壯丁の青年學校修學の實情からみると、融和關係青年學校中堅生徒に對する鍊成指導をなして、部落生徒の就學並に青年の更生活動に挺身せしめることは刻下の樞要事である。

依つて本縣に於ては、縣及び鳥取縣融和教育會主催の下に、これ等融和關係青年學校男女生徒中出席良好にして地區内に於ける中堅たるべき生徒(成るべく高學年の者を一部落二名宛選定)を集めて、鳥取縣青年學校生徒特別鍊成會を開催することとなつた會場は東伯郡成美村青年學校であつて、收容人員は男女各約八十名、男子部は七月十日より同十二日まで二泊三日、女子部は同十

二日より十四日まで二泊三日である。

工場、鑛山、事業場の

源泉天引貯蓄

(保安課)

複雑極まる國際情勢に對處し、大東亞共榮圈を確立するためには何と云つても國力を昂揚しなければならぬ。而して高度國防國家體制を樹立して第三國の如何なる壓迫にも耐え、更に大東亞の建設と云ふ大使命に向つて邁進しなければならぬのである。

そこで政府では昨十五年に於て百二十億貯蓄を強調し、國民の愛國心に依つて此の目標額を遙かに突破するの好成績を收めたので、更に本十六年度に於ては百三十五億の貯蓄を目標として是非共之が目的達成を期してゐるのであるが、此の目標額達成への一翼として全國の工場、鑛山、事業場等に對し源泉天引貯蓄をなさしめることとなつた。

本縣でも鳥取市旭製紙、鳥取家具、郡是製糸鳥取工場、日ノ丸商事、氣高郡湖山製糸、東伯郡片倉製糸紡績上井製糸所、同榮製

00834-2

糸、郡是製糸倉吉工場、福島紡績倉吉工場、蠶業製糸、米子市日曹米子製鋼、日本製糸米子工場、石黒造船所、西伯郡弓ヶ濱生糸販購組合、日野郡若松鑛山、岩美郡若美鑛山等二十一の工場、鑛山、事業場等を初めとし縣下全工場事業場に對し賃金の一割餘及び賞與の二割を源泉天引貯蓄させることになつたが、之に先立ち鳥取市(十四日)倉吉町(十五日)、米子市(十六日)の三ヶ所に各工場主事業場主の參集を求めて貯蓄奨勵打合せ會を開催し、國民貯蓄組合法に基いて貯蓄組合を設置せしめ、毎月の賃金、給料及び賞與の源泉天引に依つて六十萬圓を目標に之が目的達成を期することとなつた。

青少年團中堅指導者

大陸にて現地訓練

(社會教育課)

東亞共榮圈の建設並に世界新秩序の確立を我國の國策として學國一致此の完遂に向つて邁進しつつあるのであるが、大日本青年團では昨年度第一回の大陸現地訓練隊を派遣し、(本縣からも一

名參加)現地に於て聖戰遂行に従事してゐる將兵の勞苦を體得せしめると共に大陸認識を深めしめ、而して之等販還隊員を中心に全国各地に興亞青年運動を展開して劃期的な効果を收めつゝあるのである。

今年も亦大陸現地に於て團體的勤勞訓練を一層強化し、東亞新秩序建設の聖業に挺身參加せしめると共に、盟邦青少年との連絡及び在華日本青少年團の組織に協力し、以て販還後國內青少年の興亞精神の徹底並に國家目的即應の生活訓練強化の中核體たらしめるため、大日本青少年團では全國から北支班六十名、中支班、南支班各二十名を選定して大陸へ派遣し

- 一 日本精神の鍛鍊並に發揚
- 二 皇軍の後方勤勞奉仕並に文化工作
- 三 興亞青年運動の組織化協力、大陸日本青少年並に中國青少年との共勵切實

の訓練を行はしめることとなり、本縣からは青少年團指導者代表として倉吉成徳校訓導濱田利雄、八頭郡社村青年學校教諭岸本武夫、西伯郡大山校訓導門脇正の三氏が北支班に編入されて參加することとなつた。

尚ほ一行は七月十一日から十七日まで東京府下浴恩館に於て豫備訓練を、同十八日から二十三日まで千葉縣下志津栗山廠舎で内

地訓練を受け、同二十七日から八月二十五日まで北支に於て現地訓練を受けることになつてゐる。

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所氏名不詳 推定年齢六十年位
- 一 男女別 男子
- 一 人相、特徴 身丈低キ方 體格、顔、色、目、口、耳等腐爛シ不詳 頭髮白髮
- 一 着 衣 莫大小シャツ縦縞木綿袴、同單衣、霜降小倉厚司 縦縞小倉様股引、黒モス兵古帯、地下足袋
- 一 遺留品 黒朱子足袋(十三)一足、毛糸手袋(茶色)一足、青色地唐草模様風呂敷一枚、タオル三枚煙草入一個
- 一 死亡ノ區別 縊死
- 一 發見ノ日時及場所 昭和十五年五月二十二日午後六時
- 一 其他本人ノ認識ニ必要ナル事項 ナシ

昭和十六年七月十一日印刷
昭和十六年七月十一日發行

一 取扱者 岡山縣兒島郡藤戸町長
心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 取扱者 岡山市長
- 一 本籍、住所、身分、職業、氏名不詳、推定年齢三十二歳位
- 一 男女別 男子
- 一 人 相 身長五尺二寸、体格中、顔普通、色白、頭髮長目、鼻、口、普通
- 一 着 衣 紺セル立縞三ツ揃洋服、メリヤス蓑又、白地ノ立縞ワイシャツ、毛糸黄色腹巻ヲ着ス
- 一 所持品 鼠中折帽子一、赤革製短靴一足、
- 一 特徴 ナシ
- 一 死亡ノ區別 縊死
- 一 死亡年月日及場所 昭和十六年五月二十九日午後時間不詳
市内旭川鐵橋西山陽線路上
- 一 其他参考事項 ナシ
- 一 心當ノ向ハ直接該市長宛直接照會相成度

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所